

学校教育法施行規則改正への大学ポートレート（私学版）の対応

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和6年9月30日付け6文科高第1004号）（以下、「通知文」）のとおり、令和6年9月30日に公布された学校教育法施行規則（以下、「施行規則」）の改正により、施行規則第172条の2第1項及び第3項に各大学等において公表が義務付けられる教育情報の項目が追加され、令和7年4月1日に施行された。大学ポートレートでは、同条に規定する9項目の情報について、大学ポートレート（仮称）準備委員会等の審議を経て公表すべき情報としているため、今回の改正を踏まえ、令和7年3月5日開催の大学ポートレート運営会議（第22回）において当該情報の公表項目への追加について審議・了承されたところ。

国公立版については、各公表項目の必須・任意等を整理した公表項目一覧についても併せて了承されたところであるが、私学版については、私立大学等の意見集約後に本運営会議に諮るとされていた。今回、私立大学等の意見集約を踏まえ、別紙のとおり私学版の公表項目一覧を整理した。

【1】 今後の予定

- 既存の公表項目を精査し、新たに対応が必要なものについては、関連するカテゴリに各項目を追加する。その際、学校教育法施行規則改正に対応するために新たなカテゴリは作成しない。
- 入力欄が新たに必要となる項目については、基礎調査票e-マネージャ並びに大学ポートレート公表画面のシステム開発が必要となる。令和8年度以降にシステム改修を検討し、開発予算が付き次第、システム改修を実施する。
- 公表を求める度合いを必須としている項目については、現状のシステム仕様上は任意項目としての入力となるが、マニュアル等により公表が必須の項目であることを周知し、入力の協力を求めることがある。
- 当該基本方針に基づく公表項目一覧（案）については、資料3-2を参照。

（参考）改正後の学校教育法施行規則第172条の2

※下線については、現行規則からの改正箇所を示す。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第一百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること。
 - 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
 - 四 入学者の選抜に関すること。
 - 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。
 - 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一條第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。
 - 七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。
 - 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
 - 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
 - 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。
- 3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。
- 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。
 - 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

■ (私学版) 大学等への公表要請度 (案)

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」
 (令和6年9月30日付け6文科高第1004号) 第2留意事項等 において示されている内容

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」 (令和6年9月30日付け6文科高第1004号) 第2留意事項等より※1 (区分の参考：大学分科会（第178回）資料3において提示された項目)		文部科学省 公表要請度 ※2	第2留意事項等 での記載箇所	→	大学ポートレートから 大学への要請度	
					国公立版	私学版
1 入学者の選抜に関すること						
1-1 「入学者の選抜に関すること」としては、●●が想定される						
1-1-1	・合否判定の方法や基準	義務	1(2)①	→	必須	必須
1-1-2	・合理的配慮の提供に関する対応方法（相談窓口、事前相談・申請方法、受験上の一般配慮例）	義務	1(2)①	→	必須	必須
1-1-3	・試験問題、解答・解答例や出題意図	義務	1(2)①	→	必須	必須
1-2 「公表すること」が望ましい（※入学者数及び入学志願者の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表されることが考えられる）						
1-2-1	・入試方法の区分ごとの受験者数、合格者数及び入学者数	推奨	1(2)②	→	任意	任意
1-2-2	・過去の年度の入学志願者数、受験者数及び合格者数	推奨	1(2)②	→	任意	任意
1-2-3	・多様な背景を有する者への支援	推奨	1(2)②、③	→	任意	任意
2 外国人留学生の数に関すること						
2-1 「外国人留学生の数に関すること」としては、●●が想定される。（※これらの数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表されることが考えられる）						
2-1-1	・本科における外国人留学生の数	義務	2(2)①	→	必須	必須
2-1-2	・専攻科・別科における外国人留学生の数	義務	2(2)①	→	必須	必須
2-1-3	・科目等履修生等（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第4項に規定する者をいう。）のうち外国人留学生の数	義務	2(2)①	→	必須	必須
2-2 「公表すること」が望ましい						
2-2-1	・外国人留学生の入学者の数、卒業又は修了した者の数	推奨	2(2)②	→	任意	任意
2-2-2	・外国人留学生の進学者数、就職者数	推奨	2(2)②	→	任意	任意
2-2-3	・公表する外国人留学生の数における出身国・地域別内訳	推奨	2(2)②	→	任意	任意
2-2-4	・日本人の留学生の数	推奨	2(2)③	→	任意	任意
2-2-5	・入学者の選抜に関する限り、障害のある学生の修学支援の情報	推奨	1(2)③	→	任意	任意
3 当該大学院に入学者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること						
3-1 当該大学院に入学者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合						
3-1-1	・一年度に入学した者のうち、標準修業年限以内で修了した者（満期退学者を除く）の占める割合	義務 (大学院のみ)	3(2)②	→	必須※3 (大学院のみ)	必須※3 (大学院のみ)
3-2 「その他学位授与の状況に関すること」としては、●●が想定される。						
3-2-1	・標準修業年限以内で修了せずに退学した者の割合	義務 (大学院のみ)	3(2)③	→	必須※3 (大学院のみ)	必須※3 (大学院のみ)
3-2-2	・その他の修了していない者（長期履修学生、留年者等）の割合	義務 (大学院のみ)	3(2)③	→	必須※3 (大学院のみ)	必須※3 (大学院のみ)
3-2-3	・一年度に修了した者のうち学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合	義務 (大学院のみ)	3(2)③	→	必須※3 (大学院のみ)	必須※3 (大学院のみ)
3-3 「公表すること」が望ましい						
3-3-1	・修了者の進路の全体状況として修了者を分母とする進路ごとの割合	推奨 (大学院のみ)	3(2)⑤	→	任意	任意
3-3-2	（学位授与の状況に関して）修業期間や成績評価に関する情報と関連付ける	推奨 (大学院のみ)	3(2)⑥	→	任意	任意
3-3-3	・公表した数値の分析・解説	推奨 (大学院のみ)	3(2)⑥	→	任意	任意
3-4 「公表すること」が考えられる						
3-4-1	・標準修業年限 (※上記付番3-1-1に関連)	任意 (大学院のみ)	3(2)②	→	任意	任意
3-4-2	・標準修業年限以内に修了せずに退学した者の内訳として、博士課程の場合は満期退学者の割合 (※上記付番3-2-1に関連)	任意 (大学院のみ)	3(2)④	→	任意	任意
3-4-3	・学位取得に要した平均年数 (※上記付番3-2-3に関連)	任意 (大学院のみ)	3(2)④	→	任意	任意
3-4-4	・標準修業年限以内で修了していない者について、修了していない原因、原因ごとの割合 (※上記付番3-2-2に関連)	任意 (大学院のみ)	3(2)④	→	任意	任意
3-4-5	学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定による博士の学位授与の状況	任意 (大学院のみ)	3(2)④	→	任意	任意
3-4-6	・修了者のキャリアパスの具体的な事例 (※上記付番3-3-1に関連)	任意 (大学院のみ)	3(2)⑤	→	任意	任意

(2) 現行の学校教育法施行規則第172条の2第2項、第3項において示されている内容

	文部科学省 公表要請度	大学ポートレートから 大学への要請度	
		国公立版	私学版
(1) 専門職大学、専門職短期大学及び専門職大学院を置く大学は、学校教育法施行規則第172条の2第1項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第83条の2第2項、第99条第3項及び第108条第5項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。	義務 (専門職大学、専門職短期大学及び専門職大学院を置く大学のみ)	→ 必須※4 (専門職大学、専門職短期大学及び専門職大学院を置く大学のみ)	必須※4 (専門職大学、専門職短期大学及び専門職大学院を置く大学のみ)
(2) 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、学校教育法施行規則第172条の2第1項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報を公表するものとする。	義務 (大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学のみ)	→ 必須※5 (大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学のみ)	必須※5 (大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学のみ)

※1 上表の番号は「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和6年9月30日付け6文科高第1004号）を基に、大学ポートレート・大学情報基盤センター事務室（以下、「当室」）において付番。

※2 「文部科学省公表要請度」について、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和6年9月30日付け6文科高第1004号）第2留意事項内において

- ①：「（条文上の規定）」としては、○○が想定される
 - ②：（公表することが）望ましい
 - ③：（公表することが）考えられる
- と示されている文言に関しては、
- ①義務項目（法令上公表が義務付けられる項目）
 - ②推奨項目（法令上公表が義務付けられる項目ではないが、公表が望ましい項目）
 - ③任意項目（法令上公表が義務付けられる項目ではなく、大学の判断により公表することが考えられる項目）
- のように大学等に対して公表するよう求めている旨を、当室は文部科学省より別途説明を受けています。

※3 改正後の学校教育法施行規則第172条の2第3項において、大学院を置く大学のみを対象とする項目であるが、大学ポートレート（国公立版）のシステムは対象を限定して必須項目とすることが出来ない仕様となっている。そのため、当該項目についてはシステムの仕様上は任意入力となるが、公表を義務付けられている組織に対しては手引き等により法令上の公表義務があることを伝え入力を求めることとする。

※4 現行の学校教育法施行規則第172条の2第2項において、専門職大学、専門職短期大学及び専門職大学院を置く大学のみを対象とする項目であるが、大学ポートレート（国公立版）のシステムは対象を限定して必須項目とすることが出来ない仕様となっている。そのため、当該項目についてはシステムの仕様上は任意入力となるが、公表を義務付けられている組織に対しては手引き等により法令上の公表義務があることを伝え入力を求めることとする。

※5 現行の学校教育法施行規則第172条の2第3項において、大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学のみを対象とする項目であるが、大学ポートレート（国公立版）のシステムは対象を限定して必須項目とすることが出来ない仕様となっている。そのため、当該項目についてはシステムの仕様上は任意入力となるが、公表を義務付けられている組織に対しては手引き等により法令上の公表義務があることを伝え入力を求めることとする。

※6 「（参考）教学マネジメント指針対応後の公表項目（予定）における対応状況」内の各記号について、「○」は対応済、「×」は未対応を示している。なお、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和6年9月30日付け6文科高第1004号）において複数の項目が示されていることにより、教学マネジメント指針対応後の項目において内容の一部が未対応となる場合は「△」と示している。